

# 第2次青森県消防広域化推進計画の概要

## 構成

- 第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ
- 第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策

1

## 第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項(1)

### 1 市町村の消防の広域化の必要性

- 人口減少社会の到来

消防本部の管轄人口も減少し、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約により、消防力の維持・確保に困難が伴う可能性

- 消防を取り巻く環境の変化

東日本大震災等での教訓や自然災害の多発、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況も踏まえ、大規模な災害時にも機能する消防体制の整備・強化を図ることが必要

- 消防力の維持・確保の方策

将来にわたって県民の安全・安心を守っていくための消防力を維持・確保していくためには、**消防の広域化により業務運営面や財政運営面等の様々なスケールメリットを実現**することが有効

#### 【期待される効果等】

住民サービスの向上

人員配置の効率化と充実

消防体制の基盤の強化



持続可能な消防体制  
をめざす

2

# 第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項(2)

## 2 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた基本的な考え方

### ● 消防組織法

市町村の消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行われなければならないと規定

### ● 国の基本方針

消防のあるべき姿を議論し、概ね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めることを助言

### ● 県の基本的な考え方

- 市町村の消防の広域化は、関係市町村・消防本部の共通認識の下、調整が必要な課題を解決しながら取組を進める必要があり、短期間でなし得るものではない
- このため、本計画においては、本県の「将来の消防のあるべき姿」を展望した上で、概ね10年後までの消防の広域化を目標に、現実的な対応として、消防の広域化の実現に向けた道筋を示す
- また、具体的な消防の連携・協力の方策を定める

## 3 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進する期間

- 計画期間を2024年4月1日までとし、消防の広域化及び連携・協力を推進

3

# 第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し(1)

## 1 県内の消防の広域化の変遷

- 従前の「青森県消防広域化推進計画」に定めた広域化対象市町村の組合せである4圏域については、計画期間内に2圏域で広域化を達成
- このほか1圏域では通信指令業務の共同運用を開始

## 2 市町村の消防の現況

### ● 本県の消防体制

11消防本部、38消防署、51消防分署(出張所等を含む)

### ● 管轄人口規模別

30万人以上が2消防本部、20万人以上30万人未満が1消防本部、残る8消防本部は10万人未満

### ● 消防吏員

- 消防吏員数は2,662人、平均年齢は38.5歳
- 消防吏員500人以上が1消防本部、400人以上500人未満が2消防本部、200人以上300人未満が2消防本部、100人以上200人未満が5消防本部、100人未満が1消防本部

### ● 消防力の現状

- 消防車両の充足率は、消防ポンプ自動車が98.3%、はしご自動車が75%、化学消防車が95.2%、救急自動車が100%、救助工作車が65.4%
- 職員の充足率は、消防職員が78.9%、予防要員が53.4%

4

## 第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し(2)

### 3 消防需要の動向

- 火災発生件数は減少しているものの、火災による死者数は年平均30人以上
- 出火率や火災による死者発生率は全国平均より高い状況で推移
- 防火対象物は増加傾向
- 危険物施設数は減少しているものの、年間十数件程度の事故発生
- 救急出動件数及び救急搬送人員は、人口が減少する中、高止まり
- 救助出動件数は増加傾向

### 4 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し

- 災害や事故の多様化及び大規模化
  - 大規模地震が各地で発生し、今後の巨大地震の発生も懸念
  - 本県においても、地震・津波災害や洪水、土砂災害、火山の噴火、石油コンビナート災害等が想定される
  - 地域特性を踏まえ、広範囲かつ大規模な災害にも的確に対応する必要あり
- 人口減少等による影響
  - 人口減少や高齢化の進展に伴い、災害時要配慮者の増加により、消防防災活動における対応力の強化が求められるほか、救急需要の増加も見込まれる
- 国内外観光客の増加等
  - 訪日観光客が増加しており、外国人との円滑なコミュニケーションの確保等が必要

5

## 第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ(1)

### 1 消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する考え方

- 国の広域化基本指針における基準(規模)
  - 全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つ
  - 管轄人口の観点から言えば概ね30万人以上の規模を目標とすることが適当
  - 地理的条件、日常生活圏など、地域の事情を十分に考慮
- 本県の広域化の検討に係る留意事項
  - 人口減少・超高齢化社会に対応した消防力(住民に対する消防サービスの水準)の維持・充実・強化をめざす
  - 市町村の意向や住民の意見等を考慮の上、県全体としてバランスが取れ、合意が得やすい枠組み
  - 既存の枠組みを考慮しつつ、行財政上のスケールメリットを実現することにより持続可能な消防体制を構築
  - 消防本部を最小の単位として広域化
  - 単独消防を解消

6

# 第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ(2)

## 1 消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する考え方

### ● 市町村の消防の広域化に向けた道筋

「広域化対象市町村の組合せ」については、計画策定過程において様々な立場から意見があり、さらなる検討・比較が必要

- ◆ 将来の消防のあるべき姿を展望
- ◆ 実現可能性のある複数の「広域化対象市町村の組合せ」を示す



### ◆ 計画期間(2024年4月まで)の広域化の取組

- ✓ 市町村・消防本部と県が連携して、**各種分析・比較**及び**課題の整理**等を行う
- ✓ その上で、「**広域化対象市町村の組合せ**」の**絞り込み**を行う



### ◆ 概ね10年後までの広域化の取組

- ✓ 計画期間内に絞り込む「広域化対象市町村の組合せ」による消防の広域化の**実現に向けて具体的な取組**を進める

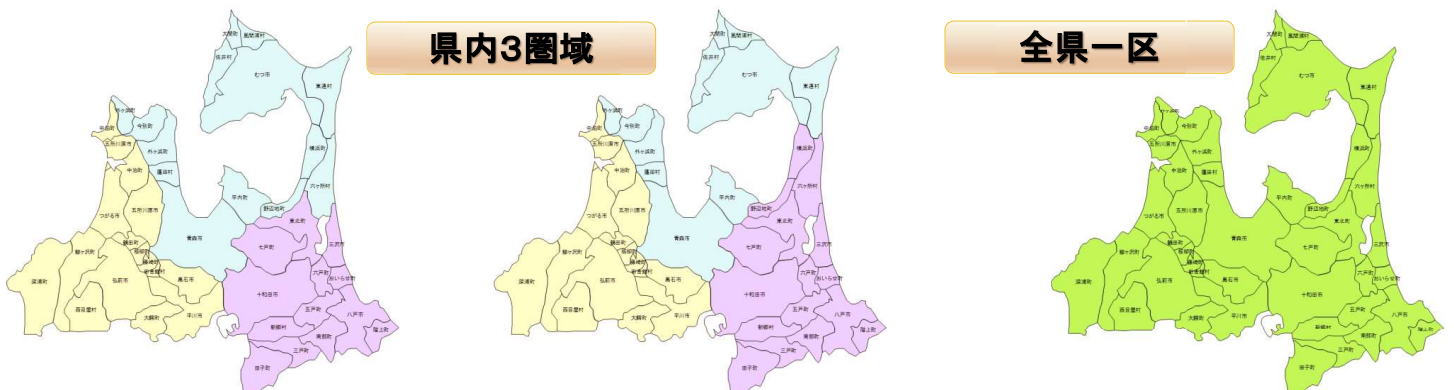
広域化対象市町村  
↓  
全市町村

# 第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ(3)

## 2 消防の広域化の対象となる市町村の組合せ

### ● 県内の消防のあるべき姿の展望・広域化対象市町村の組合せ

「県内3圏域」と「全県一区」の複数の組合せ



### ● 計画期間内の消防の広域化の取組

市町村・消防本部と県が連携し、具体的な条件設定の下に各種分析・比較を行うとともに、調整が必要な課題を整理の上、「広域化対象市町村の組合せ」を絞り込み

### ● 概ね10年後までの消防の広域化の取組

計画期間内に絞り込むこととしている「広域化対象市町村の組合せ」の実現に向けて、市町村・消防本部において具体的な取組を実施

## 第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ(4)

### 3 消防の連携・協力の対象となる市町村の組合せ

- 高機能消防指令センターの共同運用について、概ね10年後の実現に向け、連携・協力対象市町村を全市町村として、計画期間中において県と市町村・消防本部が緊密に連携して調査・検討を実施
- 関係市町村・消防本部の協議により、次の具体例を参考に、自主的かつ多様な消防の連携・協力を検討
  - 消防本部間の人事交流・派遣研修の実施
  - 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
  - 119番多言語対応等の共同導入

### 4 推進計画の変更

- 次の場合などは、関係市町村の意見を聴きながら本計画に定める組合せを変更するなど、情勢の変化に柔軟に対応し、消防の広域化を推進
  - 「広域化対象市町村の組合せ」について、「県内3圏域」又は「全県一区」のいずれか一つの組合せで合意形成が図られた場合
  - 関係市町村間の協議の進展等により本計画に定める組合せ以外の組合せによる消防の広域化が見込まれる場合

9

## 第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策

### 1 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

- 県は、消防の広域化の実現に向けた地域の取組を積極的に支援
- 「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みに向け、市町村・消防本部と県の連携による検討・協議の機会を設定
- 県民等への情報提供、普及啓発活動を実施
- 広域化対象市町村による協議等への職員の派遣や市町村からの相談への対応等、必要な支援を実施
- 広域化対象市町村から求めがあったときは、幅広く仲介、連絡調整を行い、関係市町村の合意形成に向け積極的に調整
- 消防の広域化及び連携・協力に関し、必要に応じて、先進事例の効果の検証や国の事業を活用した調査研究を実施

### 2 広域化後の消防の円滑な運営の確保

- 広域化対象市町村は、協議により消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成
- 構成市町村等の協議により、一部事務組合又は事務委託等の方式を決定
- 広域化後の消防の円滑な運営の確保のため、広域化後の消防体制を適切に整備

### 3 関係機関等相互間の連携の確保

- 広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携を確保
- 広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携を確保
- 広域化後の消防本部と医療機関との緊密な連携を確保

10